

写

福企発第 1103 号

昭和50年6月12日

福生市議会議長

貫 井 喜 代 次 殿

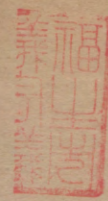
福生市長 石 川 常太郎 印

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、昭和49年度福生市繰越明許費繰越計算書を、次のとおり報告します。

昭和49年度福生市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既 収 入	未収入特定 財源	一般財源
					特定財源	国庫支出金	
土木費	都市計画費	武蔵野幹線 排水路事業	円 2275651000	円 1378589457	円 0	円 1396590000	円 △18000543



第二回福生市議会

定

例

会会議録（第八号）

昭和五十年六月十三日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

出席議員はつぎのとおりである。

一番	原 敏子 君	二番	松 山 清 君
三番	原田生也 君	四番	村野武男 君
五番	森田治男 君	六番	村尾栄次 君
七番	鈴木藤次郎 君	八番	山崎良之助 君
九番	竹田政勝 君	十番	指田保雄 君
十一番	宇佐美良時 君	十二番	貫井喜代次 君
十三番	川窪清一 君	十四番	田村市郎 君
十五番	小林菊三 君	十六番	小堀仁七 君
十七番	関 米吉 君	十八番	東田正治 君



第二定
(第二日目)

十九番	大野行夫君	二十番	宮沢良一君
二十一番	高波忠君	二十二番	末次性男君
二十三番	岩田博君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

な
し

一 欠員はつぎのとおりである。

た
し

議会議務局職員はつぎのとおりである。

議事 古谷 徳男 君
議事 市川 昭利 君
主事補 尾野 幸恵 君
務局長 係長

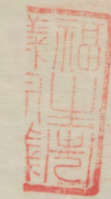
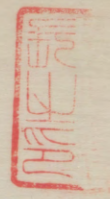
地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	收入役	秘書職	員課長	企面財 政課長	經濟	課長	建設兼用地 課長
石川常太郎	橋本孝藏	高水求	上野重勝	木林田進			黒田登
君	君	君	君	君	君	君	君
助役	教育長	庶務	課長	環境保 全課長	福祉事 務所長	都市計 画課長	
篠崎俊夫	町田倍二	生子国利	八木房雄	森田猛		浅見裕康	
君	君	君	君	君		君	君

市民課長	下水道課長	水道事務所長	教育委員 教育委員 教育委員	教育委員 教育委員 教育委員
田村忠雄	齊藤多市	井上久男		小野光朗
君	君	君	君	君

税務課長	用地課長	會計課長	教育委員 教育委員 教育委員	選舉管理委員會 選舉管理委員會 選舉管理委員會
島田猛		森田武	古谷正夫	乙津宗吉
君	君	君	君	君

一 本日の議事日程はつぎのとおりである。



日程第一 一般質問

日程第二 議案第三十九号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第四十号 東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を變更する規約

日程第四 議案第四十一号 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

日程第五 議案第四十二号 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

日程第六 議案第四十三号 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

日程第七 議案第四十四号 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

日程第八 議案第四十五号 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

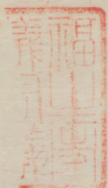
日程第九 議案第四十六号 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

日程第十 議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

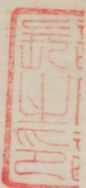
日程第十一 議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく自治功勞者について

日程第十二 議案第四十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第十三 議案第五十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十四 議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十五 議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十六 議案第五十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十七 議案第五十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十八 議案第五十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第十九 議案第五十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十 議案第五十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十一 議案第五十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十二 議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十三 議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十四 議案第六十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十五 議案第六十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十六 議案第六十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十七 議案第六十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

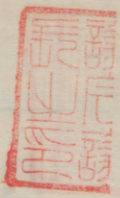


日程第二十八 議案第六十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第二十九 議案第六十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について



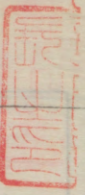
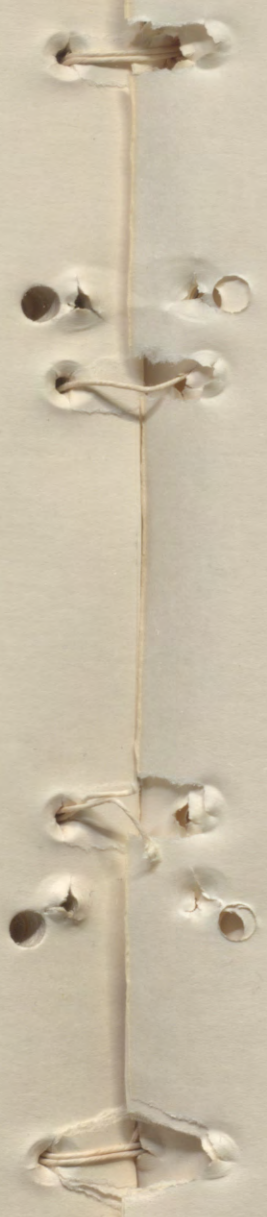
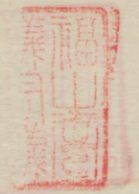
日程第三十 議案第六十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十一 議案第六十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十二 議案第六十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十三 議案第七十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十四 議案第七十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十五 議案第七十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十六 議案第七十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十七 議案第七十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十八 議案第七十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第三十九 議案第七十六号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十 議案第七十七号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十一 議案第七十八号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
日程第四十二 議案第七十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について

- 日程第四十三 議案第八十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十四 議案第八十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十五 議案第八十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十六 議案第八十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十七 議案第八十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十八 議案第八十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第四十九 陳情第二号 警報機設置反対に関する陳情書
- 日程第五十 請願第一号 武蔵野台一丁目町会集会所建設に関する請願書
- 日程第五十一 陳情第三号 母子福祉会に対する補助金の交付に関する陳情書
- 日程第五十二 陳情第四号 教育施設整備に関する陳情書
- 日程第五十三 請願第二号 建設国民健康保険加入者への補助に関する請願書
- 日程第五十四 陳情第五号 夏季手当等に関する陳情書
- 日程第五十五 陳情第六号 民間日雇労働者の夏期手当支給に関する陳情書



追加日程第一 議案第八十六号 福生市教育委員会委員の任命について

日程第四十三 議案第八十号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第四十四 議案第八十一号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第四十五 議案第八十二号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第四十六 議案第八十三号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第四十七 議案第八十四号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第四十八 議案第八十五号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第四十九 議案第八十六号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第五十 議案第八十七号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第五十一 議案第八十八号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第五十二 議案第八十九号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第五十三 議案第九十号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第五十四 議案第九十一号 福生市市営住宅の建設に關する請願書
 日程第五十五 議案第九十二号 福生市市営住宅の建設に關する請願書



午前十時 開議

議長(貫井喜代次君) たいまから昭和五十年第二回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議長(貫井喜代次君) 日程第一昨日に引き続き一般質問を行ないます。

二番松山 清君。

(三番松山 清君登壇)

○二番(松山 清君) 三点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず第一点は、道路占用料について条例化し徴収の考えを持っているかどうかお尋ねいたします。

御存じのように道路占用料につきましては、道路法第三十九条及び第七十三条などにより、地方公共団体が条例で定めることにより徴収をすることができるようになっております。すでに三多摩各市におきましては、このような関係法令の規定に基づき、道路占用料等徴収条例を設置して占用料の徴収

陳議四十九
 議六十二
 議六十三
 議七十六
 議七十八
 (一般質問 松山)
 (一般質問 原)
 議三十九
 議四十
 議四十一
 議四十七
 議四十八

を実施しております。　いまだ条例を設置していないのは福生市と日野市だけであると聞き及んでおります。　当然、道路の適正な維持管理をはかるためにも、道路占用の許可と道路占用料の徴収というものが、条例をつくり実施されなければならぬと私は考えております。　市長におかれましては、道路占用料等の徴収条例をつくる考えを持っているかどうかお尋ねいたします。

二点目は図書館についてであります。

現在、市立図書館及び分館において市民サービスを行ないたいへん好評であります。　これは何よりも関係職員の方々の努力のたまものであると考えております。

四十九年度貸し出し者数の実績を見ますと、二館の合計で十万二千五百九冊　市民一人当たり二・二四冊の貸し出しを受けたことになります。　また登録者数を見ますと、現在までに八千人をこえており、全市民の一七・二％の人たちが登録をしており、市民の図書館への関心が非常に高いことがよくわかります。　しかし、他市町に比べてみますと、まだ一般図書、つまりおとなの貸し出し者数は四十九年度で二万九千八百十九冊であり、全体の三〇％以下でありまして、一般

の利用が少ないうかが目立っております。　この原因として私はやはり全体として一般書の蔵書数が二館あわせて一万六千冊程度しかなく、おとなの図書館への期待に對してまだ十分こたえ得るものになっていないのではないかと考えます。　一日も早い中央図書館の建設が望まれているわけですが、かといってもまた時間のかかる問題でありますし、市民の要望も身近なところに図書館がほしいという声が多くあります。　市当局といたしまして、このような現状の上に立って現在あります二つの図書館の今後の方向としてどのように考えておられるのか。　また三月定例議会の予算審議の中で担当課より、四小地区にできる学習等供用施設の中に図書室を設けるというような説明がありましたか。　この図書室の性格及び規模はどのようなものなのか。　計画は具体的に進んでいるのかどうか。　また従来の児童向けを主としたものではなく、おとなにも十分サービスし得る図書室として位置づけていくのかどうかお尋ねいたします。

三点目は住民サービス向上についてであります。

市は住民にとって最も身近な地方自治の基本単位であります。　市政が住民の要求に誠実に進められるかどうかは、住民福祉の実現に大きなか

わりあいを持っています。憲法と地方自治法の民主的原則に基づき、住民本位のサービス向上に徹した行政運営を進めるとともに、主権者としての住民が地方政治に積極的に参加をし、その要求と総意を行政に反映させることが必要であります。現在勤労者にとって住民票一つもつうためにも休暇をとるか、遅刻や早退をしなければならないことは、悩みの種の一つになっております。また小さな行政区とはいっても、市役所まで来るのにかなりの時間を要するところもあります。これらの問題を解決するためにも、当面駅前や団地などを、朝申し込めば夕方まで受け取れるようにすることなどにより、このような問題の一つは解決することができます。市長におかれましては、このようなことを実施していく考えを持っておられるかどうか、お尋ねをいたします。

次に移動市民相談についてであります。

地方自治体の主人公であります住民の提案を行政に取り入れ、住民が解決を求めている問題と行政に生かすことは何よりも大切であります。かつて市長への手紙を実施したこともありましたが、さらに市長自身が参

加とする相談室、たとえば勤労者のために休日に行なう移動市民相談、またやはり勤労者などのために専門に行なう納京市民相談などを開催し、住民の提案また相談を市政に生かしていく、このような考えを持っておられるかどうかお尋ねいたします。

以上簡単でありますけれども、三点にわたって一般質問をさせていただきます。

市長石川常太郎君登壇

市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

第一点の道路占用料でございますが、後は担当者から詳しくお話し申し上げますが、かつて昭和四十八年の三月定例会に実は条例化をいたさうかということで、議案として提出させていたいたわりでございますけれども、種々調査の結果、区画整理等の関係がございまして、まだ福生におきましては電柱の移柱等が非常に多いわけで、そついたしますと入るよりも出るほうが多いのではないかと、ということで、取り下げさせていただきますました経験がございます。またそのような状態が続いておりますので、現在のところ道路占用料をどうしたい、考えるはございません。

二点目の図書館でございますが、これは私といたしましてもおくれまして申しわけないと思っております。できるだけ早くと思つてゐるわけでございますが、なかなか財政が許しません。いまのところ市民会館の次に図書館の建設にあたるべきだろうと考えてゐるわけでございますが、これらにつきましては、議員各位と今後御相談をしてみたいと思つております。なおその間、本市の供用施設等の内容、また今後の行き方等につきましては担当課長からお話を申し上げますが、理想といたしますと本館一つ、分館二つといふのが偏生にとりましては最も望ましい姿だそうでございますので、そのような向うで検討してまいりたいと思つてゐるわけでございます。しかし本館の着手はとつしても市民会館が五十年、五十一年になりますので、これから議会と御相談申し上げるわけでございますが、私としては早くても五十二年の着工になるのではないかと考えてゐる状態でございます。

次に住民サービスの第一点の証明書の問題でございますが、これにつきまして昭和四十六年の六月の議会だと思ひますが、やはり一般質問でお取り上げいただきまして、その際、私は検討をしてみたいというふうなお答えをいたしま

したのを見えてゐるわけでございますが、最も簡便な方法といたしましてはたばこ屋さん等に委託をするのが一番手近であると思ひます。それで現実にあつてみたところでございますが、どちらでもなかなか引き受け手がないというふうな状態だつたようでございます。それはさておきまして、現在幾つかの市でやつてゐるわけでございますが、福生は面積の非常に小さな町でございます。一番長いところが四キロメートル足らずの市でございます。他の市が幾つか連絡所がございまして、なおかつ福生市より大きいというふうなことでございます。その上、このことで、連絡所等がございせんでも、よその市よりはまた便利なわけでございます。しかし市民サービスといたしましてきめこまかいという点になりますれば、ないよりはあつたほうがいいのは当然のことでございます。また幾つかの会館等ができました場合には電送というふうな方法もあるそうでございます。これについても府中市の電送を調査をいたしました。そんな幾つかの問題がございしますので、ないよりあつたほうがいいのは当然でございますが、これもひとつ宿題にしていただきたいというふうに考えております。これにつきましても、後ほど担当から詳しく申し上げますが、幾つかの方法があり、電送等につき、